

広 報

かわち

人口と世帯

4月1日現在
 人口 11,939 (+10)
 男 5,690 (+12)
 女 6,249 (-2)
 世帯 2,640 (+6)

()内は前月比

発行 茨城県河内村役場 編集 総務課広報係

No 133 1980. 4. 15



仕様

鉄筋コンクリート造中2階建
 総工事費 130,280,000円
 総面積 777.300㎡
 (併行) 738.300㎡
 (必要増) 34.300㎡
 (単独) 5.000㎡

東京の江黒建築設計事務所への設計により竜ヶ崎市の佐藤建設株式会社の施工で防音新築工事が進められていた長芋小学校講堂が三月十八日、完成しました。

昨年の八月十八日に行われた十社の競争入札の結果、一億三千二十八万円で同建設が落札、二十一日の議会で承認を得た後、二十四日より本年三月二十日までの工期で工事が進められていたものです。

これまで、全児童が入れる体育館、講堂の類がなく、中央公民館を借りて行われていた卒業式も今年は完成したばかりの講堂で行われ、『ピッカ・ピッカの一年生』ならぬ『ピッカ・ピッカの卒業生』といった感。

明るく近代的な
講堂完成

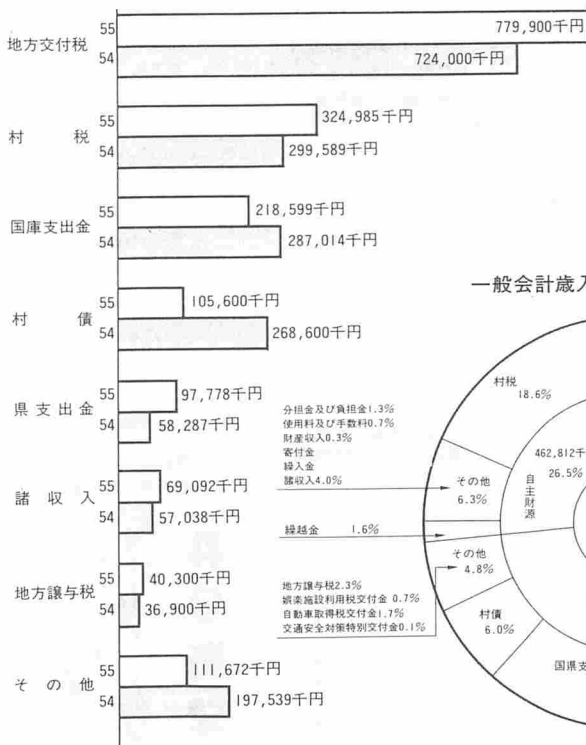
4 / 55 毎月15日発行

昭和55年度当初予算決まる

財政の健全化を図りながら村づくりを

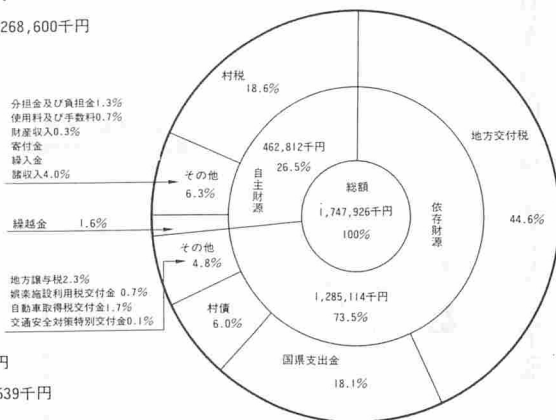
当初予算

歳入



今年の村づくりの基本となる昭和五十五年
の各会計当初予算が三月定例村議会
で決まりました。そこで今年度の
予算編成の基本方針と各会計
における歳入・歳出予算のあらまし
をお知らせします。

一般会計歳入予算の内訳(財源別)



予算編成の 基本方針

昭和五十五年度における国の一般会計予算の伸率は五・一％と昭和三十一年以来の低率となり、財政の対応力の回復を図るといふ課題をふまえ、公債発行をできる限り圧縮して財政再建の第一歩としています。

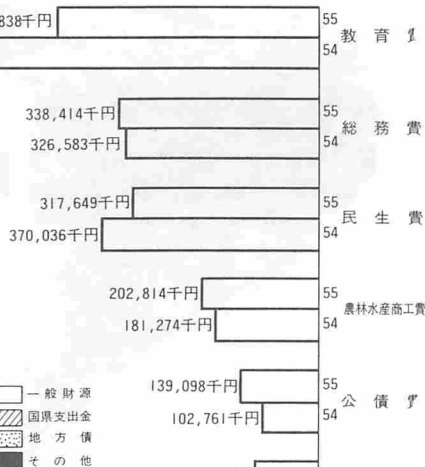
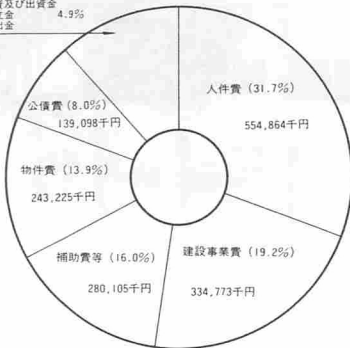
したがって、河内村の昭和五十五年年度予算編成に当たっても国と同一基調により財政の健全化を目指し、歳入面では伸率を十分配慮しその充実強化を図り、歳出面では義務的経費の増大等により財政の硬直化が進行している現状を考慮、補助金等については既存の制度・慣行にとられず積極的に廃止または減額等を行ない、一般行政経費についてはきびしくこれを抑制する一方、投資的経費については事業の緊急度について十分検討を行ったうえで、優先度の高い事業に留意し財源の重点的かつ効率的な配分を行ない、節度ある財政運営を基本として編成いたしました。

歳出

一般会計

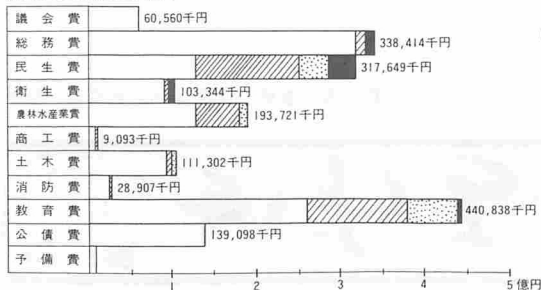
一般会計性質別予算の内訳

その他 (11.2%)
195,861千円
維持補修費 0.9%
扶助費 5.3%
投資及び出資金 4.9%
積立金
繰出金



一般財源
 国県支出金
 地方債
 その他

歳出の財源別内訳



国民健康保険特別会計

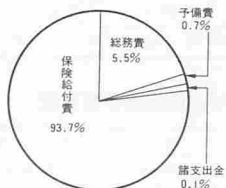
54
年度
特別会計予算

事業勘定 各款占拠率

歳入



歳出



事業勘定

(単位 千円)

歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
国民健康保険税	216,515	181,801	34,714
使用料及び手数料	38	20	18
国庫支出金	303,129	268,944	34,185
県支出金	232	403	△ 171
繰入金	2,000	3,000	△ 1,000
繰越金	29,782	26,000	3,782
諸収入	131	131	0
歳入合計	551,827	480,299	71,528

歳出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	30,594	25,792	4,802
保険給付費	517,202	450,477	66,725
基金積立金	1	0	1
諸支出金	30	30	0
予備費	4,000	4,000	0
歳出合計	551,827	480,299	71,528

河内村立源清田歯科診療所事業特別会計

歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
診療収入	25,230	14,545	10,685
使用料及び手数料	20	5	15
繰入金	0	10	△ 10
繰越金	100	0	100
諸収入	100	100	0
合計	25,450	14,660	10,790

歳出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	15,400	9,766	5,634
医療費	8,050	3,894	4,156
予備費	2,000	1,000	1,000
合計	25,450	14,660	10,790

簡易水道会計

水道会計については、紙面の都合上、収益的収支と資本的収支にとどめ、貸借対象表、損益計算書等については省略させていただきます。

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	予算額
事業収益		79,416
	営業収益	76,415
	営業外収益	3,001

支出

款	項	予算額
事業費用		79,416
	営業費用	73,413
	営業外費用	5,803
	予備費	200

資本的収入及び支出

収入

款	項	予算額
資本的収入		30
	固定資産売却代金	30

支出

款	項	予算額
資本的支出		13,757
	建設改良費	9,330
	企業債償還金	4,227
	予備費	200

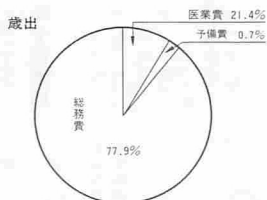
施設勘定

(単位千円)

歳入	款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
	診療収入	40,324	42,240	△	1,916
	使用料及び手数料	30	96	△	66
	国庫支出金	1	1		0
	県支出金	1	1		0
	繰入金	4,000	4,000		0
	繰越金	10	10		0
	諸収入	536	250	△	286
	歳入合計	44,902	46,598	△	1,696

歳出	款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
	総務費	34,987	37,733	△	2,746
	医薬費	9,615	8,665		950
	子偏費	300	200		100
	歳出合計	44,902	46,598	△	1,696

施設勘定 各款占拠率



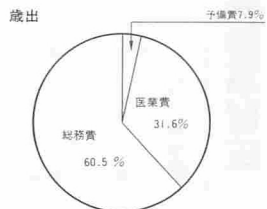
給食センター特別会計

(単位千円)

歳入	款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
	繰入金	76,490	74,258		1,832
	繰越金	700	1,700	△	1,000
	諸収入	48,411	48,712	△	301
	国庫支出金	400	400		0
	歳入合計	125,601	125,070		531

歳出	款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
	総務費	76,490	74,458		2,032
	給食費	48,911	50,412	△	1,501
	子偏費	200	200		0
	歳出合計	125,601	125,070		531

河内村立源清田歯科診療所 事業特別会計各款占拠率



一般会計補正

54年度補正予算

昭和五十四年度予算の補正は、一般会計、国民健康保険特別会計、債務負担行為の追加、地方債の廃止などについて行われました。その結果、一般会計では歳入歳出それぞれ三千四百三十九千円を追加し、総額では二十一億三千八百八十三万三千円となりました。

歳入		(単位 千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
村税	318,100	20,000	338,100	
地方譲与税	36,900	5,400	42,300	
娯楽施設利用税交付金	10,000	5,000	15,000	
自動車取得税交付金	26,100	4,400	30,500	
地方交付税	724,000	4,666	728,666	
国庫支出金	265,587	5,208	270,795	
県支出金	116,505	11,619	128,124	
財産取入	20,182	5,145	25,327	
繰入金	98,013	8,933	106,946	
村債	281,500	△27,000	254,500	
歳入合計	2,097,794	34,039	2,131,833	

歳出		(単位 千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
議会費	60,494	1,388	61,882	
総務費	390,759	302	391,061	
民生費	327,719	△196	327,523	
衛生費	98,863	22,300	121,163	
農林水産業費	249,343	10,245	259,588	
歳出合計	2,097,794	34,039	2,131,833	

国民健康保険特別会計(施設勘定)補正

歳入		(単位 千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
診療取入	42,210	△26,778	15,462	
繰入金	4,000	22,300	26,300	
繰越金	10	774	784	
諸取入	250	70	320	
歳入合計	46,598	△3,634	42,964	

歳出		(単位 千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
総務費	37,733	△2,634	35,099	
医療費	8,665	1,000	9,665	
歳出合計	46,598	△3,634	42,964	

債務負担行為の補正

(1) 債務負担行為の追加

- 豊田新利根土地改良区農道舗装に係る金融公庫に対する債務負担行為
 長竿上組 一、二 43,220,000円
 手 票 一、二
- 新利根川土地改良区金江津地区圃場整備事業損失補償(損失補償契約締結に対する債務負担行為)
 1,250,000円

地方債の補正

(1) 地方債の変更

- 源清田保育所防音改築債
42,500,000円から30,000,000円に
- 源清田小学校防音新築債
39,900,000円から40,800,000円に
- 長竿小学校講堂防音改築債
24,700,000円から37,800,000円に
- 茨城県市町村振興資金(源清田保育所防音改築債)
8,600,000円から17,800,000円に
- 茨城県市町村振興資金(源清田小学校防音改築債)
38,900,000円から35,100,000円に
- 茨城県市町村振興資金(長竿小学校講堂防音新築債)
68,100,000円から35,400,000円に

(2) 地方債の廃止

- 障害者住宅整備資金貸付債
1,200,000円

※各金額は限度額です

三月定例会審議議案

【議案第一号】

一 河内村廃棄物処理手数料徴収等条例の一部改正

(1) し尿処理手数料の額が四月から改正になります。

36円(一本) 一七〇円
(旧料金 一本一五〇円)

(2) ゴミ処理手数料の納付書が、これまでの年四回から前期・後期の二回になります。

一 河内村簡易水道給水条例の一部改正

【議案第二号】

一 河内村簡易水道給水条例の一部改正

(1) 水道料金が四月より次のように改正になります。

● 基本料金 十m³まで 一、〇〇〇円
● 超過料金 十一m³～三十m³までの一m³について…… 一、〇〇円
三十一m³以上の一m³につき…… 一、〇〇円

● ノーター使用料 五〇円

十三mm以下

【議案第三号】

一 河内村簡易水道加入金および分担金徴収条例の一部改正

加入金が四月より次のように改正になります。

● 一般家庭用 八〇、〇〇〇円
● 営業用 一五〇、〇〇〇円
● 臨時用 一五〇、〇〇〇円

【議案第四号】

一 河内村幼稚園設置条例の一部改正

一 河内村立幼稚園の位置が次のように改められます。
生板二六一番地の一
旧生板字砂場一五〇六番地

【議案第五号】

一 河内村立幼稚園授業料等

徴収条例の一部改正

● 保育料、入園料が四月より次のように改正になります。

● 新保育料 三、〇〇〇円
● 旧保育料 一、〇〇〇円
● 新入園料 三、〇〇〇円
● 旧入園料 二、〇〇〇円

【議案第六、七号】

昭和三十四年度河内村一般会計、国民健康保険特別会計補正予算

別掲のとおり。

【議案第八、九、十、十一、十二号】

昭和三十五年河内村一般会計、各特別会計当初予算

別掲のとおり

【議案第十三号】

一 固定資産評価審査委員会

委員員の選任について

新に次の二名の方が固定資産評価審査委員に選任されました。

● 野沢 彰 氏
生板七三六番地

● 吉原 武 氏
源清田一、二〇四番地

【議案第十四号】

一 村道路線の廃止について

次の四路線が今回廃止されました。

● 大徳鍋子新田一の一番地先
先布鎌三七七一の一番地先まで

● 平川五八七番地先
三間戸一、二七番地先まで

● 金江津四二九番地先
金江津一〇一番地先まで

● 金江津一〇三番地先
金江津三七四番地先まで

【議案第十五号】

一 村道路線の認定について

新に次の三路線が認定されました。

● 布鎌字志香湖三七七番一
地先、竜ヶ崎町字宇野
五二番地先まで

● 十三間戸字下堀四九五番地先
● 金江津字新々田六九四番地先まで

● 大徳鍋子新田字中沼耕地一、二四番地先
● 生板鍋子新田字御立野一九七七番一
地先まで

【議案第十六号】

一 同上利用計画(河内村計画)について

● 同上利用計画(河内村計画)についての概要は、後日お知らせする予定です。

自転車のルールを守りましょう



自転車を運転するときの停止、右・左折の合図

公民館活動

に参加して

五十四年度の公民館主催による各教室等の活動も三月で終了。各教室に参加、学習されたみなさま方におかれたい深い点、反省される点など、種々様々に思い起こしておいでのことと思います。

そこで今回は、各教室、研修等に参加されたみなさんの中から三名の方に、そのご感想を寄稿していただきましたので掲載します。まだ一度も参加されたことのない方も、参加された方々のご意見、ご感想等をお読みになれば、是非、今後の活動に参加、見識を広められ、ご自分の趣味・特技等を磨かれ、魅力そして潤いのある毎日の生活をお過ごしになられますようお願いいたします。

食生活改善・母子保健

推進員合同研修に参加して

河内村食生活改善推進員会長 小倉 喜美子

「ひなの節句」も過ぎ、寒しが、竜ヶ崎保健所より子宮も漸くゆるんできた三月七日、防課長の金沢さん、村役場より、私達河内村食生活改善委員、保険課長小川さん、保健婦母子保健尚推進員三十八名と、夫崎さん、山田主事さん、合同研修旅行は、静岡県田方郡函南町保健センターへ行ってまいりました。

杉山村長さんが公用で都合悪く、御臨席いただけなかったことは誠に残念でございます。深く感謝

致しております。

広大な土地

温暖な気候

さて、視察地の函南町でございますが、伊豆半島の根野に位置し、東に伊豆、湯河原熱海、北に三島市、西に沼津南に伊豆長岡、山田町と境にわかつ六十六、二四Kmの面積を有する静岡県下有数の大きな町で、東部は箱根山の大きな山岳地帯となっており、

ここには数種種類の樹林が密生する自然林があり、現在でも人の手が加えられないため「禁材林」と呼ばれている山

この町の二十年間の最高低い平均気温が十五、二度できれいな空気が温暖な気候に恵まれ、いちご、栗、柿、桃等の果実と「丹那牛乳」で知られる酪農の産地でもあるそうです。また、東海道線、伊豆箱根鉄道を通り、交通の便よく伊豆半島の入口にあたるため近隣市のベントタウンともなっており、山岳部には別荘地帯が開発され、気候・立地条件に恵まれているため、現在では七千四百十六世帯、二万六千七百三十二人の町となっているそうです。

このような函南町とわが河内村とは地域的に種々の点

で大きな違いがありますが、だからこそお互いになれるもの大きく、交換交流の意義も大なるものと確信し、現地視察におもむいた訳です。

ゴールは唯一つ

新設されたばかりの保健センターでは、所長さんをはじめ保健婦さん(三名)、看護婦(一名)、栄養士(二名)、食生活改善推進員(三十名)の方々が待ち受けて下さり、その方々と二時間余りにわたり交換会が行われ、さすがに先進地だけありまして、活動内容も多岐にわたり活発に行われており、我々河内村推進員としても大いに吸収し参考にしたいところでした。(例えは、食事中の塩分含有調査等も私共も行いましたが、彼

の地ではセンター内に常勤栄養士さんがいるため、推進員の調査に対し、即各品目毎の分析表を作成して各戸に配布見分できるようにしている点……等)ですが、私個人として感じましたことは、食改善の事業実績面に於ては、河内村の食改善推進も彼の地にまさるとも劣らず、むしろ活動内容の計画性や実施状況などは、我が村の充実した実状を再確認した次第です。

食生活推進員のゴールは唯ひとつ、地域住民の健康づくり、体力増進に全力を注ぐことだと思えます。具体的には貧血予防、成人病の予防に力を入れる。また、病人や幼児のための特別な食事など各ケースに見合った問題を取り上げ、その伝達、推進に邁進したいと考えております。



この度の研修旅行は、幸いに参加者の殆んどの方が母子保健と食生活改善を兼任しておられる方達でしたので、お互いに分野こそ異なりますが村民の健康づくり、ひいては明るい河内村づくりのために奉仕したいと、会員一同その任務を再認して、はからずも今回の合同研修旅行の成果の一つとなりました。

婦人学級に参加して

金江津 糸賀 君子

六十の手習いと申しませんが、一年間、料理教室、革工芸、陶芸教室と楽しく有意義に終了させて頂きました。

今年度は婦人学級を開講、学級・教室等、長年耳から遠ざかっていた言葉、昔を思い形づくりなどを公民館の手配出しに参加しました。



笠間市 奥田製陶店での実習風景

料理教室

「よい加減、どこか、いい加減」に味付けし、勘にたよってやってきました。教室ではすべてが「計量」です。今年度は「計量」ものは作っておりませんが、その点たしかなのが出来上がります。帰宅して必ず「習うよりなれろ。」大事なことと思えます。最近、家族の者よりよめが、おふくろの味が変

味が変わりました。

つたなど申されます。

成田ビニールホテルでの実演試食会等もございました。大変よかったです。

陶芸教室・革工芸

一から指導をいただき、作品もまあまあよくなつた出来

味えと楽しいものです。

「笠間焼」には現地に三回出向きました。半世紀前の子供に返って粘土に挑戦、陶画

なるものも絵皿に取り組むためにやってみました。なか

なかむつかしいものです。

選挙の心得

「聴かない

求めない

受けとらない

身近な選挙に役立つことを信じます。

村議会傍聴「役場の議会議場を初めて見たと

よい勉強になりました。

限られた方ばかりでなく、より多くの方々の御参加を望み、益々の御発展を祈ります。

焼くと二割は小さくなるという話だ。火にあずけることな

と思つて、四角い壺なので四方に四君子の絵を竹べらで彫る

はたして、焼いてもそれが出

なく待たず遠い。

正午だからと手を休めて窓下を見ると、道路は雨で光つ

ている。服の減つたのも、雨の降つたのもわからずの楽しい泥んこいじりだ。

まさには、童心に返るとはこれのことか……。

寄稿下さいましてありがとうございます。

係

陶芸教室に参加して

生板 佐藤 政雄

三月十四日、陶芸教室開講の日。八時三十分、公民館住立てのバスに便乗する。此の日は雲低くたれこめて今にも雨が降りそう。参加者は婦人の方

がほとんどでしたが、見知り

の人が多く車中もなごやか

ほぼ満開の梅を車窓に賞でながら笠間の窓に着く。窓は山

懐で、立窯とのぼり窯の二基が並んであった。

教室は道路にそつた近代的で明るい陶器の店で、土産物

屋だ。二階が教室で、上がればもう幼稚園児と見られる子

供たち二十人あまりが嬉々と

して、引率の先生と泥んこいじりをして

我々一行の内にも、前に手

掛けた者は土に取り組む。初

めての自分は、まず、指導者の話を聞く。本を出された。

幼稚園児でもわかるように、かなばかりで書いた絵で見る本。一応目を通す。

土をもらつて、はじめは筆立てと思つてみたが、だいぶ土が残るのでだんだん大きくなつて壺にする。まだ土がある。環をつけてみる。予定と程遠いものになる。乾いて

厚生年金の知識①

●国が責任をもって運営

厚生年金保険は、会社や工場、商店で働く勤労者が年をとったり、病気やケガで働けなくなったり、不幸にして亡くなったりした場合に、年金や一時金を支給して、本人やその家族の生活の安定を

適用事業所

(強制と任意)

はかるためにつくられた制度です。

●制度発足以来三十八年たつ

現在、全国約二千五百万人の民間勤労者が加入しており、農業や漁業に従事する人、自



営業の人などが加入する国民年金とともに、わが国の年金制度の中心をなしています。

厚生年金保険の事業を運営するのは政府で、全国各地にある社会保険事務所が窓口で業務を取り扱い、都道府

県の民生部局の保険課が、その指導やとりまとめの事務を行っています。

●強制加入が原則
厚生年金への加入は、国民年金の場合と違って、事業所単位で行われ、常時五人以上の従業員が働いている会社、工場、商店などは法律によって、必ず加入しなければなりません。ことになっています。

したがって、厚生年金に加入している事業所にお勤めのみなさんは、入社と同時に自動的に被保険者となります。●任意でも加入できます

一方、五人未満の会社や商店をはじめ、五人以上であっても強制適用の扱いを受けないサービス業、農林水産業、自由業などでも事業主が従業員の半数以上の同意を得て、都道府県知事の認可を受ければ加入することができます。また、十年以上被保険者であった人が被保険者でなくなり、老齢年金を受けるだけの資格期間を満たしていない場合には、被保険者でなくなった日から六ヶ月以内に申し出れば、老齢年金を受けるのに必要な資格期間を満たすまで、継続加入することができません。



『科学技術』 80年代をみんなの力で

科学技術週間

4月14日～20日

目の疲れ



年度がわ 場合もあります。

りー毎年 長時間、目を酷使して

四月から五 月にかけて 休息をとりますよ。時々

目が疲れたときは、むしタ

訴える人が 手軽で目を湿布することも

新入社や新 分は早く床につき、睡眠を十

変化にともなる生活環境の 分とりますよ。

目に疲れを感じたら無理を しないことが第一です。

▼目の酷使は禁物▲

目のふちがびりびり痛い 勉強への不安、心身の緊張

とか、目がかすむりとか、急 しい環境に慣れないために

は、専門医の診察を受け原 起きるストレスで、頭痛を

困をつきとめて治療するこ ともなる目の疲労が起るこ

とが大切です。原因として ことがあります。

は目の使い過ぎによること と同時に、趣味や軽い運

もあり、また、睡眠不足や 動で気分転換をはかりまし

心身の疲れがたつている よう。リラックスした状態

を保って、神経をもみほぐ します。

▼メガネの再調整を▲

近視や乱視、老眼などが 進み、めがねが合わなくな

っているために疲れるケッ ても少なくありません。専

門医の診察を受けましょ。



茨城県農村生活改善大会において

下金江津集落 『知事賞』 受賞



去る二月八日。水戸市県民文化センターにおいて開催された「茨城県農村生活改善大会」において、下金江津集落が、集落環境改善コンクール津集落は、単作地帯であるが部門の優秀集落として「知事賞」を受賞、長年にわたり培ってきた集落内の「和」、環境づくりの地道な活動がこ

にきて認められた訳です。
認められた活動
 水田単作地帯である下金江津集落は、単作地帯であるがゆえに農業主・主婦の農外就労が多く、ともすれば集落の「和」が崩れ、親子関係において断絶が起きるといった現

「喜び」を手に、列席した集落代表のみなさん(文化センターにて)

代の「悩み」をかかえる中で「子供会」を中心に集落ぐるみの運動会、旅行、盆踊り、親子教室等を実施、親子のつながりを大切にしたが集落全体の連帯感を保ち、向上させて行くことに力を傾けてきました。また、老人会が中心となつて、共同草場や公民館等の公共施設の掃除を行なうなどの公共施設の美化推進に一役買つています。

また、農業面においても下金江津集落は、農業振興事業を積極的に取り入れ、基礎整備事業も早期から実施し、育苗センターやライスセンター等の近代化施設の導入によつて、協業経営も他に先がけて早く実施するといった集落環境の改善に対する対応面での優れた点が認められたことがこの度のコンクールでの知事受賞の要因と言えましょ

村全体の活動に

この度の下金江津集落の知事受賞を契機に、これまで集落において更に改善を推進し、限られた集落のみの改善に終わらず、村ぐるみの活動として成果を得ることが期待されるところです。

収益金を寄付

ソーシャルダンス「舞」

三月一日。ソーシャルダンス。舞。主催によるダンスパーティーが、角崎ドライブイン結婚式場において開かれました。

同会は、稲敷郡下・竜ヶ崎地区を中心に活動を続けているダンスを愛し、学びたいという方たちの集まりです。チャリティを兼ねたパーティーも、今回で三回目というところでした。

今回は、河内村の企業や有志の方々の後援により開券開気の中に時が過ぎてゆきました。

この後、会員による社交ダンスのデモンストレーション等も行われ、華やいだなか、今回のチャリティの収益金三三、三五〇円が河内村社会福祉協議会に寄付されました。

村社協ではこのお金を、恵まれな方たちのためにありがたく利用させていただきます。ご寄付、ありがとうございました。



ドライバーのみなさん

命を大切に、シートベルトを締めましょう

◎こどもや老人を見かけたら、まず速度をおとし安全運転を

◎横断の小学生を見かけたら、一時停止して歩行者優先を

◎先行自動車を見かけたら、余裕十分な側方間隔を

〈あなたにできる交通安全活動を〉

○道路では遊ばない

○道路へは絶対にとび出さない

○車の蔭から横断しない

○斜め横断はしない

「電気を上手に使うコツ」

ワンポイント 「省エネルギー」

「電気を上手に使うコツ」

器具を長持ちさせ、電気を少なく使うために

1 掃除機について

(1) 掃除機を使う前に室内をかたづけて、短時間に仕上げる。

(2) 大きなゴミは拾い、ぬれたところは拭き取り、目づまりをさせない。

(3) 吸引力を落さないよう、集じん袋・フィルターのゴミを手まめに捨てる。

こうすることでより使用電力量は少なくなり、モーターも負担が軽くなって長持ちします。

なお、モーターの音が高くなったり、テレビやラジオに雑音が入るときは販売店までみてもらいましょう。

東京電力 竜ヶ崎営業所

水戸市三の丸(水戸市)までお申込み下さい。

なお、「県政モニター申込書」は、役場広報係にご請求下さい。

6 モニターの仕事

① 県の行政に対する御意見や御要望を随時提出して頂くこと。

② モニター会議に出席し、御意見を述べて頂くこと。

③ 県がお送りする文書に、御意見を記入し回答して頂くことなどです。

7 選考結果 昭和55年4月末

までに決定し、直接本人にお知らせします。

8 その他 応募についての詳しいことは、

県南地方事務所または、茨城県企画部広報課(電話0292-24-9416)までお尋ね下さい。

チェンソー作業従事者特別教育

林業労働災害防止協会茨城支部では、振動障害(白ろろ病)などのチェンソーによる障害の予防と林業労働災害の防止を図るため、チェンソーを使用して伐木造材作業に従事する者は、労働安全衛生法に基づく特別教育(実技6時間、学科7時間)を受講することが義務付けられています。また、受講終了者にはチェンソー使用手帳が交付されます。

まだ受講していない方は、役場産業開発課にある申込書に必要事項を記入のうえ、4月末日までに林業労働災害防止協会茨城支部(水戸市三の丸一丁目3-2、林業会館内)電話0292-27-3356)へ申し込んで受講して下さい。

なお、実施期日、場所等については後日申し込みされた方に直接連絡があります。

※詳しくは、同協会まで直接またはお電話でお尋ね下さい。

お知らせ欄



お忘れの方はお早めに

昨年8月号にてお知らせしました「特別弔慰金の改正」について、手続きをお忘れの方はお早めに請求手続きをして下さい。

〔該当される方〕

●昭和50年4月1日から昭和54年3月31日までの間に、公務扶助料・遺族年金など受給権を有している者がいなくなった者。

●国債額面12万円・6年償還無利子のものです。

※ 詳細についてのお尋ねは、住民課援護係まで直接またはお電話で。

「県政モニター募集中」

茨城県では、県政に県民のみなさんの建設的な御意見を反映させるため、昭和55年度から新たに「県政モニター」を一般公募しています。

1 募集人員

28人

2 応募資格 県内にお住まいの20歳以上の人。ただし、常勤の公務員、地方公共団体の議会議員、国・県・市町村の委嘱した他のモニターとなられている方は除きます。

3 任期 1年間(昭和55年度)

4 申込締切日 4月25日(金)

5 応募方法 「県政モニター申込書」に所定事項を記入のうえ、茨城県企画部広報課(〒310

5月1日から7日まで『憲法週間』、憲法は明るい社会の道しるべ